

## 船橋市 ICT 支援員等業務委託 評価基準

### 1. 趣旨

この基準は、船橋市 ICT 支援員等業務委託（以下「本業務委託」という。）に係る提案のうち、最も優秀な提案を行ったと認められる事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

### 2. 審査の流れ

審査は、書類による1次審査（以下「1次審査」という。）及びプレゼンテーションによる2次審査（以下「2次審査」という。）により行う。

#### ① 1次審査

事業者より提出された提案書により審査を行い、上位3者の事業者を2次審査の対象とする。なお、1次審査では、410点中200点を最低評価点とし、評価委員の平均点が最低評価点に満たない場合は、上位3者であっても要件を満たしていない者と判断し、1次審査の通過を認めない。

また、1次審査は、参加申し込みが3者に満たない場合においても実施する。

#### ② 2次審査

①で選出した上位3者に対し2次審査を行い、本業務委託の受託候補者を選定する。なお、2次審査では、690点中420点を最低評価点とし、評価委員の平均点が最低評価点に満たない場合は、受託候補者又は次点としない。

### 3. 審査方法

「1次審査」及び「2次審査」における事業者の選定には、順位点方式を採用し、詳細は以下のとおりとする。

#### ① 採点

各審査は、評価委員が事業者の提案内容を、別紙「船橋市 ICT 支援員等業務委託提案評価採点表」（以下「採点表」という。）に基づき、採点を行う。

#### ② 評価項目点

各評価項目の配点は採点表のとおりとする。なお、1次審査の合計点は410点、2次審査の合計点は280点、総合計点は690点とする。

#### ③ 順位の決定

評価委員毎に、各事業者の合計評価点を比較し、合計評価点の点数が高い事業者順に順位を決定する。なお、2次審査については、1次審査及び2次審査の合計を合計評価点とする。

#### ④ 順位点

③の順位に対し順位点を付与し、1位が1点、2位が3点、以降の順位は1つ下がる毎に1点を加算する。なお、事業者の合計評価点が同一となった場合は同じ順位とし、以下の順位は全体の事業者数から何番目であるかで決定する。

⑤ 選定

事業者毎に評価委員全員の順位点を合計し、合計点数が少ない順に、各審査における最終順位を決定し、1次審査では上位3者、2次審査では上位2者（受託候補者及び次点）を選定する。なお、順位点の合計が同一となった場合は、1位とした評価委員が多い事業者を上位とする。1位の獲得数も同数である場合、2位とした評価委員が多い事業者から上位とし、以降同様に、より上位の順位の獲得数で決定する。また、順位の獲得数にも差の無い場合は、評価委員全員の合計評価点を合計し、総合計点数の多い事業者を上位とする。